

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県東近江市今崎町514番地11

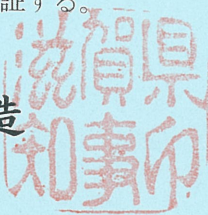
氏 名 サタ山善株式会社  
代表取締役 野田明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 6 年 9 月 8 日

許可の有効年月日 令和 11 年 9 月 7 日



## 1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔破碎〕

産業廃棄物の種類

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）  
及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これ  
に類する不要物

（以上 2項目）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

設置場所：滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番の一部

設置年月日：令和6年5月23日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 2,640 t/日  
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 2,640 t/日

許可年月日：令和5年6月22日

許可番号：第 50046 号

## 3. 許可の条件

「なし」

## 4. 許可の更新又は変更の状況

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 平成 26 年 9 月 8 日 | 新規許可    |
| 令和 元 年 9 月 8 日  | 更新許可    |
| 令和 5 年 8 月 29 日 | 処理施設の更新 |
| 令和 6 年 6 月 11 日 | 処理施設の更新 |
| 令和 6 年 9 月 8 日  | 更新許可    |
| 令和 7 年 6 月 10 日 | 住所の変更   |

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有